

(趣旨)

第1条 この規則は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)の施行に関し、美容師法施行令(昭和32年政令第277号)、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。)及び世田谷区美容師法施行条例(平成24年3月世田谷区条例第17号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(届出)

第3条 省令第19条第1項の届出書は、美容所開設届(第1号様式)とする。

2 省令第20条の届出書は、美容所(従業者)変更届(第2号様式)又は美容所変更届(第3号様式)とする。

3 美容所の廃止に係る法第11条第2項の規定による届出は、美容所廃止届(第4号様式)を区長に提出することにより行うものとする。

4 省令第20条の2第1項の届出書は、美容所開設者地位承継届(譲渡)(第5号様式)とする。

5 省令第21条第1項の届出書は、美容所開設者地位承継届(相続)(第6号様式)とする。

6 省令第22条第1項の届出書は、美容所開設者地位承継届(合併)(第7号様式)とする。

7 省令第22条の2第1項の届出書は、美容所開設者地位承継届(分割)(第8号様式)とする。

(確認済証の交付等)

第4条 区長は、美容所の構造設備が法第13条の措置を講ずるに適することを確認したときは、当該美容所に関する事項を電子計算組織(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。)を利用して記録管理し、当該美容所の開設者に確認済証(第9号様式)を交付するものとする。

(条例第3条第2項に規定する規則で定める施設)

第5条 条例第3条第2項に規定する規則で定める社会福祉施設その他の施設は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち次に掲げるものを行う事業所(他の号に掲げるものを除く。)

ア 生活介護

- イ 短期入所
  - ウ 自立訓練
  - エ 就労移行支援
  - オ 就労継続支援
  - カ 重度障害者等包括支援（アからオまでに規定する障害福祉サービスを含むものに限る。）
- (2) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設
  - (3) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
  - (4) 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム
  - (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項の身体障害者福祉センター
  - (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援のうち次に掲げるものを行う施設（他の号に掲げるものを除く。）
    - ア 児童発達支援
    - イ 放課後等デイサービス
- (7) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち次に掲げるもの
    - ア 乳児院
    - イ 障害児入所施設
    - ウ 児童発達支援センター
    - エ 児童自立支援施設
- (8) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設のうち次に掲げるもの
    - ア 老人デイサービスセンター
    - イ 老人短期入所施設
    - ウ 養護老人ホーム
    - エ 特別養護老人ホーム
- (9) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
  - (10) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設
  - (11) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号の救護施設
  - (12) 生活保護法第38条第1項第2号の更生施設
  - (13) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
  - (14) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車専ら前各号に掲

げる施設の入所者又はその者と同程度の状況にある者に対し美容を行う目的で使用するもの  
( 条例第 4 条第 1 号に規定する規則で定める施設等 )

第 6 条 条例第 4 条第 1 号に規定する規則で定める社会福祉施設その他の施設等は、前条第 1 号から第 13 号までに掲げるもの ( 当該施設等の入所者以外の者が利用する施設等を除く。 ) とする。